



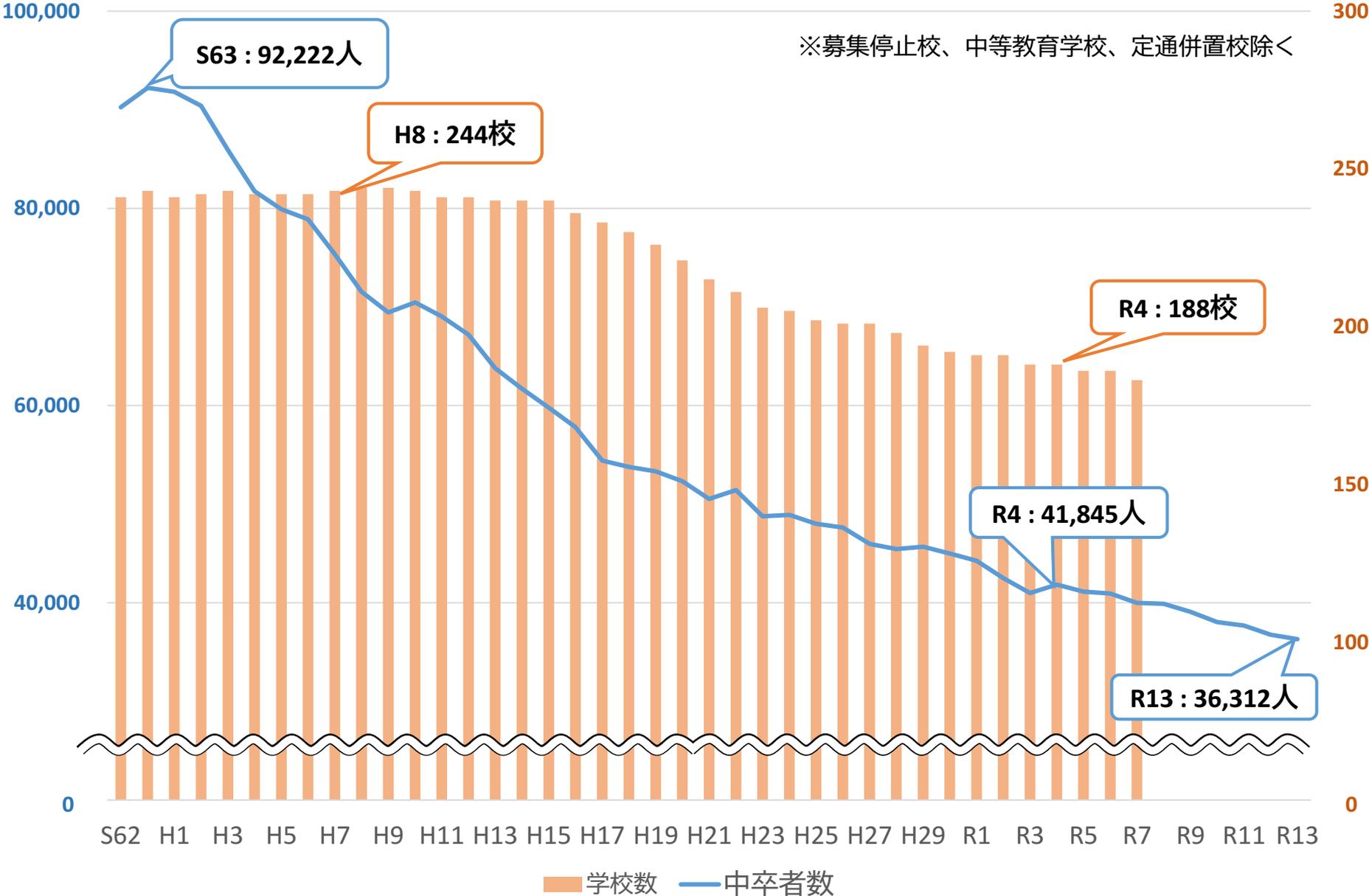
北海道  
教育委員会

令和4年12月1日  
第2回高等学校教育の在り方  
ワーキンググループ  
資料 3

# 北海道における 高校配置の現状等について

北海道教育庁学校教育局高校教育課

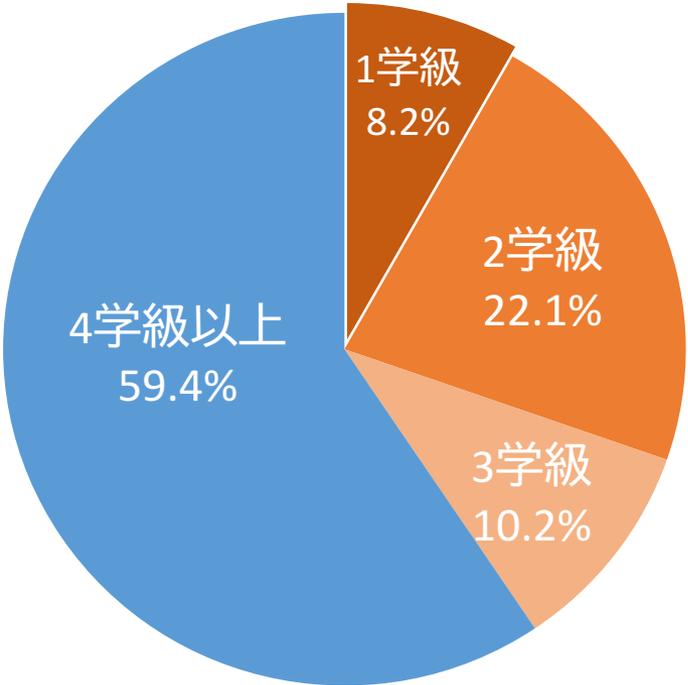
# 中学校卒業生数と高等学校数の推移



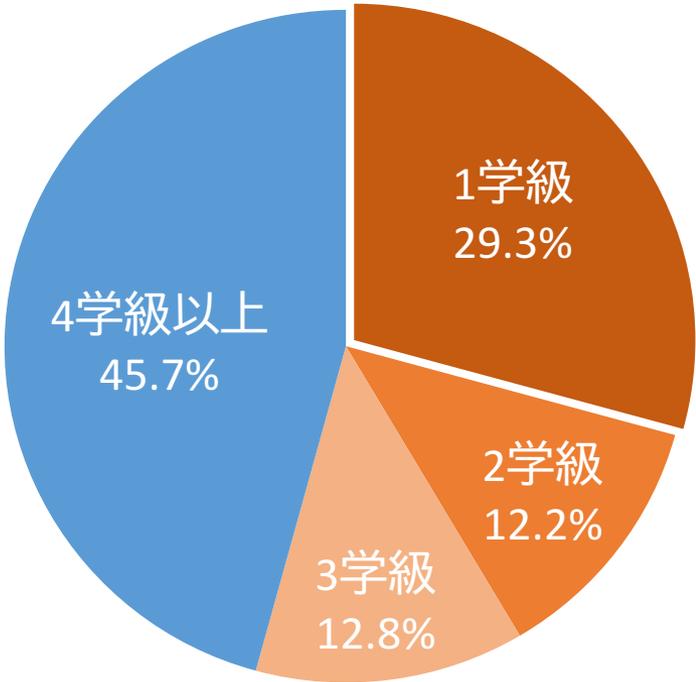
# 学校規模別の道立高校数（第1学年の学級数）

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
H8	20	54	25	32	20	19	14	19	10	31	244
R4	55	23	24	21	22	16	13	14	0	0	188

平成8年度



令和4年度



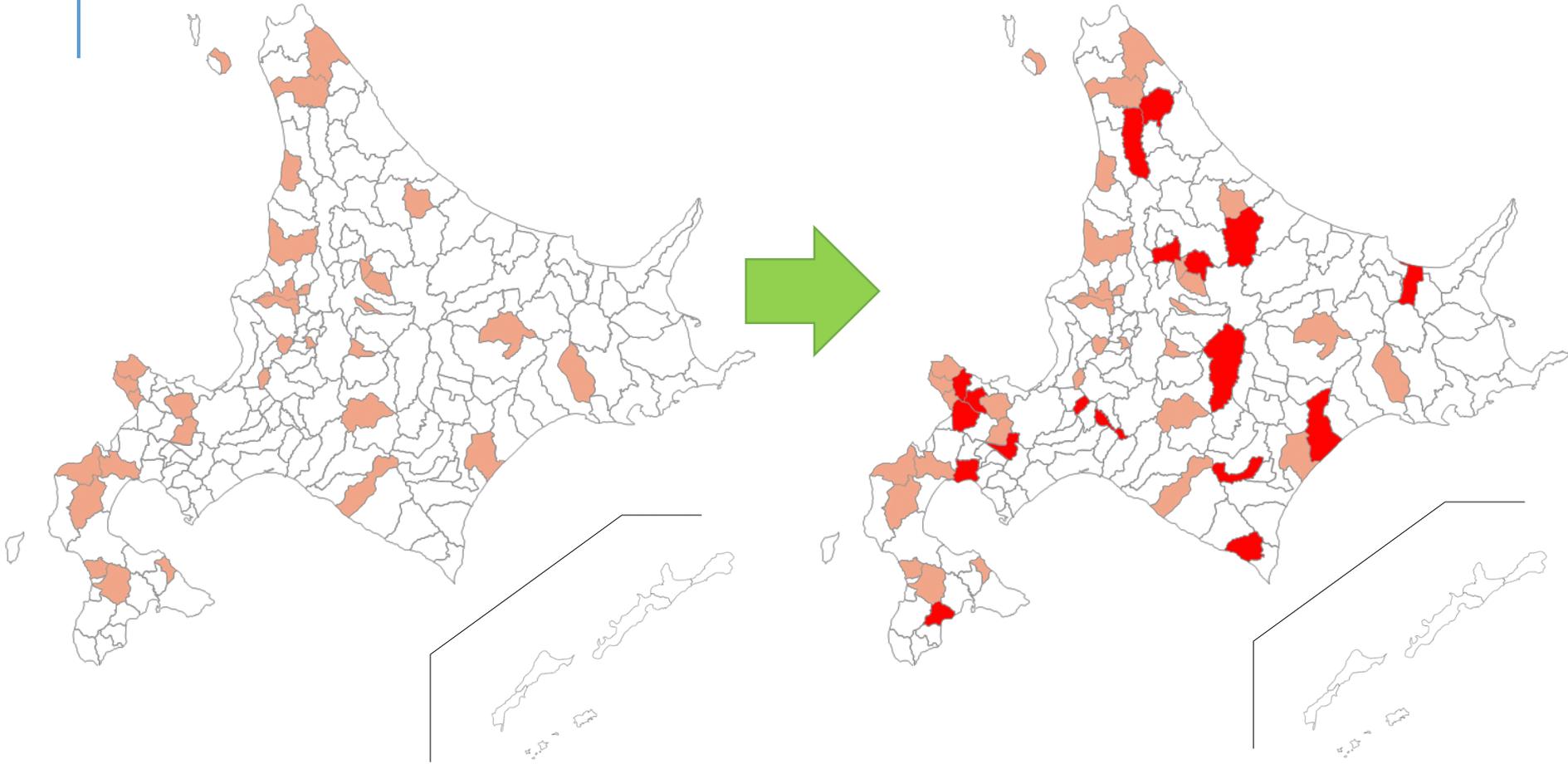
※募集停止校、中等教育学校、定通併置校除く

平成14年度

32 / 212市町村 (15.1%)

令和4年度

55 / 179市町村 (30.7%)



# 高校配置計画の基本的な考え方（1）

## 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律 第4条

都道府県は、高等学校の教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならない。この場合において、都道府県は、その区域内の私立の高等学校並びに公立及び私立の中等教育学校の配置状況を十分に考慮しなければならない。

## これからの高校づくりに関する指針（北海道教育委員会、平成30年3月策定）

### 【高校配置上の課題①】

今後も中学校卒業者数の減少が見込まれ、高校の募集定員の削減が避けられない状況の中、一定規模の生徒及び教職員の集団による活力ある教育活動の展開や生徒の学習ニーズに応える多様で柔軟な教育課程の編成が可能となるよう、引き続き、学校の再編などにより、望ましい学校規模の維持に努める必要

### 【高校配置上の課題②】

人口減少社会への対応や地方創生の観点からも、地域における教育機会の確保や教育機能の維持向上が重要であり、ICTの実践的な活用が拡大しているといった教育環境の変化も踏まえ、高校の配置が地域に与える影響、高校に対する地域の期待や取組なども十分勘案しながら、適切な高校配置に努める必要

上記課題①②を踏まえ、高校進学希望者数に見合った定員を確保するとともに、教育水準の維持向上と教育の機会均等を図る観点から、地域の実情等を考慮しながら、適切な高校配置を進める。

毎年度、公立高等学校配置計画を策定（3年分の具体的な計画と4年分の見通しを記載）

## 望ましい学校規模の維持

### 【再編整備の考え方】

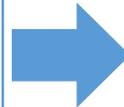
一定規模の生徒及び教職員の集団を維持し、活力ある教育活動を展開する観点から、**可能な限り1学年4～8学級の望ましい学校規模を維持できるよう、再編整備**などを進める。  
再編整備に当たっては、今後の中学校卒業生数の状況を踏まえた上で、**広域な本道における都市部と郡部の違い、地域の実情や学校・学科の特性などを考慮**しながら進める。



### 【小規模校（第1学年3学級以下の高校）の取扱い】

小規模校においては、限られた教員数の中で生徒一人一人に対するきめ細かな指導を行うなど、小規模校の特性に応じた特色ある教育活動を展開しているが、一方で、教育課程の編成において制約があることや生徒同士が切磋琢磨する機会に乏しいことなどの課題もある。

こうしたことから、**第1学年3学級以下の高校については、原則として、再編整備の対象とする。**



### 【第1学年2学級以下の高校】

**第1学年2学級以下の高校については、原則として、**

- ・通学区域における中学校卒業生数の状況
- ・学校規模
- ・募集定員に対する欠員の状況
- ・地元からの進学率
- ・通学区域における同一学科の配置状況

などを総合的に勘案し、**順次、再編整備を進める。**

## 第1学年1学級の高校の取扱い

### 【地域連携特例校】

地理的状況等から再編が困難であり、かつ地元からの進学率が高い高校は、地域連携特例校として存続を図る。

なお、5月1日現在の第1学年の在籍者数が**20人未満**となり、その後も生徒数の増が見込まれない場合は、再編整備を進める。

27校

### 【離島】

5月1日現在の第1学年の在籍者数が**10人未満**となり、その後も生徒数の増が見込まれない場合は、再編整備を進める。

2校

### 【農業、水産、看護、福祉】

農業、水産、看護又は福祉に関する学科を置く高校については、5月1日現在の第1学年の在籍者数が**20人未満**となり、その後も生徒数の増が見込まれない場合は、再編整備を進める。

単置校 20校

### 【地域の取組を勘案した特例的取扱い】

地方創生に取り組む地域との連携のほか、地域において、本道の基幹産業である一次産業や安心な暮らしを支える医療・福祉を担う人材を育成する観点から、**所在市町村をはじめとした地域における、高校の教育機能の維持向上に向けた具体的取組とその効果を勘案した上で、再編整備を留保する。**

ただし、この場合にあっても、5月1日現在の第1学年の在籍者数が**2年連続して10人未満**となった場合には、再編整備を進める。

11校

# 道立高校の市町村立移管の取組について

## これからの高校づくりに関する指針

- 地元市町村から、高校を核とした地域振興や特色ある高校づくりを進めるため、道立高校から市町村立高校への移管の要望がある場合は、当該市町村と協議
- 移管に当たっては、魅力ある高校づくりに向けた市町村の取組に必要な協力を行う

## 市町村立移管要望に対する方針

- 全道的な視点に立った公立高等学校の配置及び規模の適正化の趣旨を踏まえ検討の上、次の場合は基本的に市町村の意向を尊重

### [移管を認める場合]

- ① 中高一貫教育(併設型又は中等教育学校)の導入を目的とする場合
- ② 近隣高校へ通学が不可能又は極めて困難な場合
- ③ 移管により、一層地域に密着した特色ある学校づくりが可能となる場合
- ④ その他移管が教育上適当と認められる場合

### [移管に当たっての留意事項]

- ① 生徒の教育条件の著しい低下を招かないようにすること
- ② 職業学科の移管は、圏域における学科の配置や当該市町村の産業構造等に十分留意すること

### [市町村への支援]

土地、建物、物品等の無償譲与や移管業務を勘案した人的支援（時限あり）等

これまで2校を市町村立移管（奥尻高校・大空高校）

## ★地域別検討協議会

目的：公立高校の配置に係る課題等について議論

開催方法：19通学区域ごとにオンライン・対面で開催 ※年に2回（4月、7月）開催

参加対象：首長、教育長、学校関係者、PTA、経済団体等

参加人数：延べ約2,000人（R4年度実績）

### 【主な意見】

- ・ 北海道の地理的な特殊性を考慮した、少人数でも質の高く特色ある教育の実現を、北海道独自の観点で行うべき。
- ・ 通学距離・時間を考慮した上で、都市部に高校が集中することのないような配置を考えてほしい。
- ・ 小規模校も特色ある教育を行っており、できる限り地域に高校が存続できることが望ましい。
- ・ 地域から高校がなくなると、子どもを持つ家庭は町外に転居してしまうため、さらに少子化が進む。
- ・ 公立と私立が、今後とも切磋琢磨しながら、教育力が高まる教育環境を維持できる配置計画としてほしい。
- ・ 高校においても、少人数学級を導入し、学びの環境づくりを推進していく必要がある。
- ・ 本道の広域性を踏まえ、地域連携特例校に限らず、全高校に ICT の導入・活用を加速化し、各高校をつなげることにより、学校規模や立地等の影響を受けずに教育の質の向上が図れるのではないか。
- ・ 地域創生に向けた魅力ある高校づくりには、一層の地域連携が必要である。
- ・ 高校の魅力化についての様々な取組が、生徒や保護者に十分に伝わっていない。
- ・ 職業高校は大事な学びの場だが、日本の食を支える北海道において、農業高校のない学区もあるため、地域性に配慮した配置計画を策定してほしい。

## 高校配置上の課題等

中卒者数の  
減少

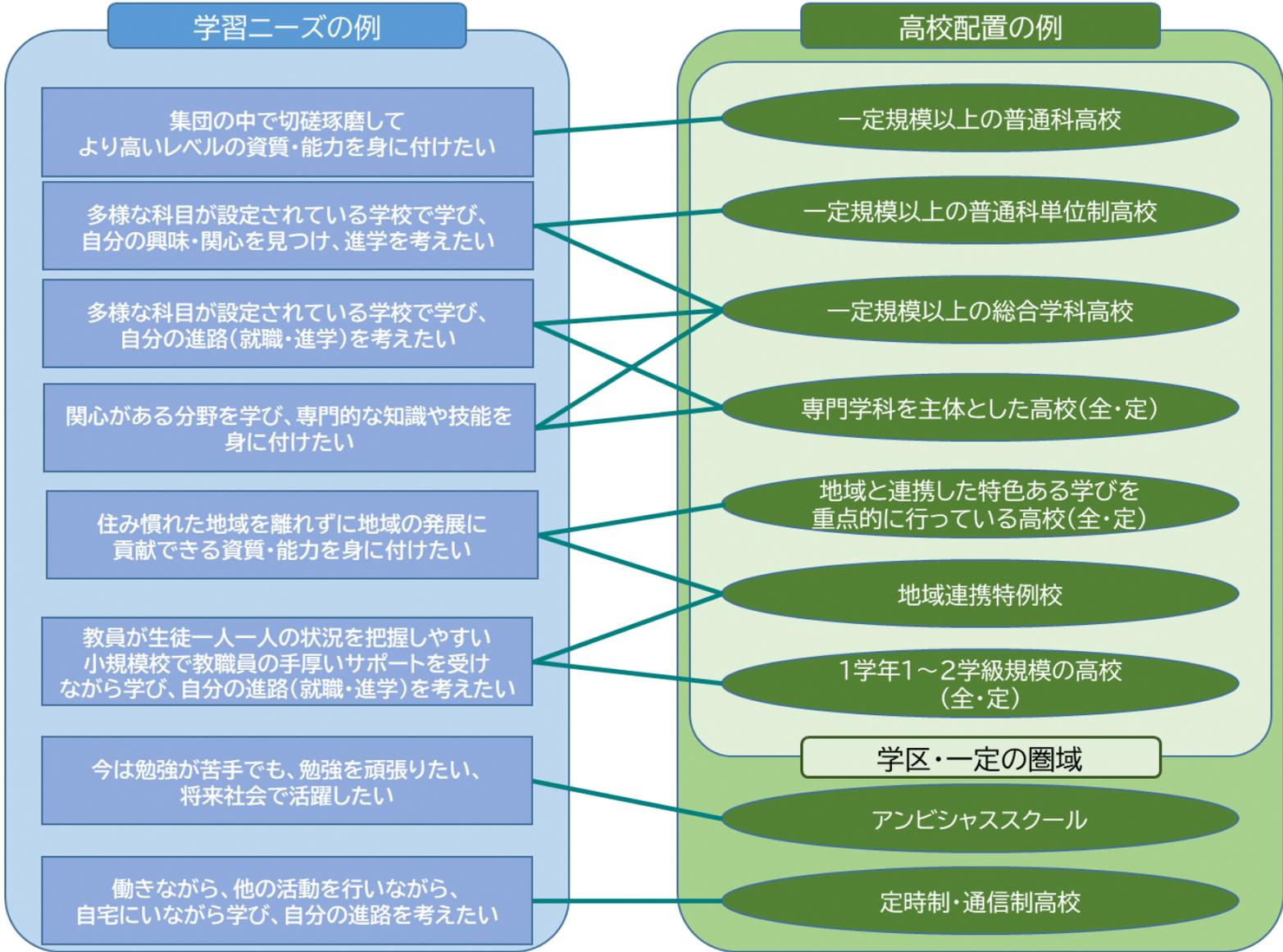
地理的状況

高校がない、  
又は1校の市町村が  
増加高校の  
小規模化学級減に  
伴う学科減地域連携特例校  
の存続

## 指針の方向性（新たな視点）

- 学校規模も含め、それぞれの高校の機能や特色、求められる役割などを明らかにし、地域全体として生徒の多様なニーズに応えることの出来る教育環境を実現
  - ・望ましい学校規模（1学年4～8学級）を本文から削除
- 一定の圏域内において、道教委と関係市町村により、将来的な高校配置のあり方を検討し、高校配置計画に反映
- 地域連携特例校の再編留保に集中取組期間を設け、入学者を確保するための取組を集中的に実施

# 生徒の学習ニーズと高校配置（イメージ）





校長・教頭・教諭・養護  
・4学級規模 30人  
・3学級規模 25人  
・2学級規模 18人  
・1学級規模 10人  
(※1学級規模は、  
道単で2人加配)  
**教員配置数の減少**

生徒一人一人に対するきめ細かな指導の充実

**設置科目数の減少**  
・4学級規模 43科目程度  
・3学級規模 36科目程度  
・2学級規模 32科目程度  
・1学級規模 28科目程度  
※全日制普通科単置校の  
普通教科・科目での比較  
(学校により相違あり)



・部活動の種類が限定  
・サッカー、野球、吹奏楽  
など多人数の活動が  
困難

**部活動の停滞の  
懸念**

地域の教育資源や人材を活用した教育活動の充実

**切磋琢磨する機会  
の減少**

・同世代の多くの考え方に触れる機会の減少  
・多くの教職員の指導による多様な見方や考え方を学ぶ機会の減少



特例校の教育環境の充実を図るため、平成19年10月に、特例校が他の高校との連携を円滑に行えるよう実施要綱を策定

特例校の定義	1 学年 1 学級の高校のうち、地理的状況等から再編が困難であり、かつ地元からの進学率が高い高校
特例校の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 芸術鑑賞等の学校行事や部活動（団体競技等）の実施が困難</li> <li>・ 多様な他者と協働的に学ぶ機会が不足しがち</li> <li>・ 教科内の教員数が 1 人であることが多く、教員同士の交流が不足しがち</li> <li>・ 新卒教員の人数が多く、教員の平均年齢も低くなる傾向があり、経験年数の多い教員の負担が増加しがち</li> </ul>
特色	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の教育資源を積極的に活用した教育活動の推進</li> <li>・ 遠隔授業の配信による教育課程の充実</li> </ul>
連携先	地域連携協力校（大規模校）及び他の地域連携特例校
連携内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遠隔授業配信センターからの授業配信</li> <li>・ 授業に関する連携（出張授業・遠隔授業）→ R 4 年度まで</li> <li>・ 授業以外の連携（合同学校行事、合同教員研修、生徒会交流等）</li> </ul>

## 市町村による道立高校への支援の状況

市町村等が生徒や保護者への補助や高校の魅力化に向けた事業を実施

補助・事業等	市町村数
通学費・下宿費等の補助	125市町村
通学バスの運行	27市町
寄宿舎の設置	13市町村
協議会等の設置	68市町村
その他	157市町村

### 【その他の例】

入学支度金、制服購入補助、教科書・教材費等購入補助、模擬試験受験料補助、講習代等補助、資格取得検定料補助、見学旅行費助成、部活動遠征費等補助、海外留学費等補助、給食提供、公設塾設置、生徒募集活動支援、ICT機器購入補助等



# 道立高校における遠隔教育の取組

## (参考 35) 遠隔授業の3類型

遠隔授業は、「遠隔教育の推進に向けた施策方針」(平成30年(2018年)9月14日、遠隔教育の推進に向けたタスクフォース)に基づき、次の3類型に分けることができます。

合同授業型	<p>教科・科目等(総合的な探究の時間及び特別活動含む。)の授業において、遠隔システムを活用して、生徒間の意見交換や協議、協働活動等を行う授業形態</p> <p>この場合、各教室には、当該教科の免許状を保有する者が担当教師として携わることが条件になる。合同授業で実施する生徒の学習場面としては、次のようなものが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆情報集約 ◆意見や考えの出し合い、話し合い ◆協働活動、共同制作</li> <li>◆発表 ◆互いの地域の特徴や共通点・相違点の伝え合い</li> </ul> <p>【例】・共通の単元において、他校の生徒との意見交換を希望する場合 ・総合的な探究の時間や特別活動において、他校の生徒と課題研究等の取組内容の交流を希望する場合</p>
教師支援型	<p>教科・科目等(総合的な探究の時間及び特別活動含む。)の授業において、遠隔システムを活用して、受信校から離れた場所にいる専門家等と受信校をつなぎ、受信校の授業に対して専門家等が支援する授業形態</p> <p>この場合、受信校の教室には、当該教科の免許状を保有する者が担当教師として携わることが条件になる。</p> <p>専門家等からの支援として、ALTや専門家等の外部人材の活用、博物館や美術館等と連携した学習活動、専門性の高い教師とのチーム・ティーチング等がある。</p> <p>【例】・経験の浅い教科担任が、他校の専門性の高い教師とのチーム・ティーチングを希望する場合 ・免許外教科担任が授業を担当している状況において、他校の専門性の高い教師とのチーム・ティーチングを希望する場合 ・遠隔地にいるALTや外部人材と連携した授業を希望する場合</p>
教科・科目充実型	<p>教科・科目等(総合的な探究の時間及び特別活動含む。)の授業において、遠隔システムを活用して、配信校の教師が受信校の授業を行う授業形態</p> <p>この場合、配信校の教師は当該教科の免許状を保有することが条件になる。受信校については、教師が立ち会うことが条件だが、当該教科の有無は問わない。</p> <p>具体的には、特定の単元等において、習熟度別授業や少人数指導を実施することが考えられる。</p> <p>【例】・教科担任は1名しかないが、当該教科の免許を保有した他校の教師と連携して、習熟別授業や少人数指導の実施を希望する場合 ・免許外教科担任が授業を担当している状況において、特定の単元において、専門的な見地から、当該教科の免許を保有した他校の教師による授業を希望する場合</p>

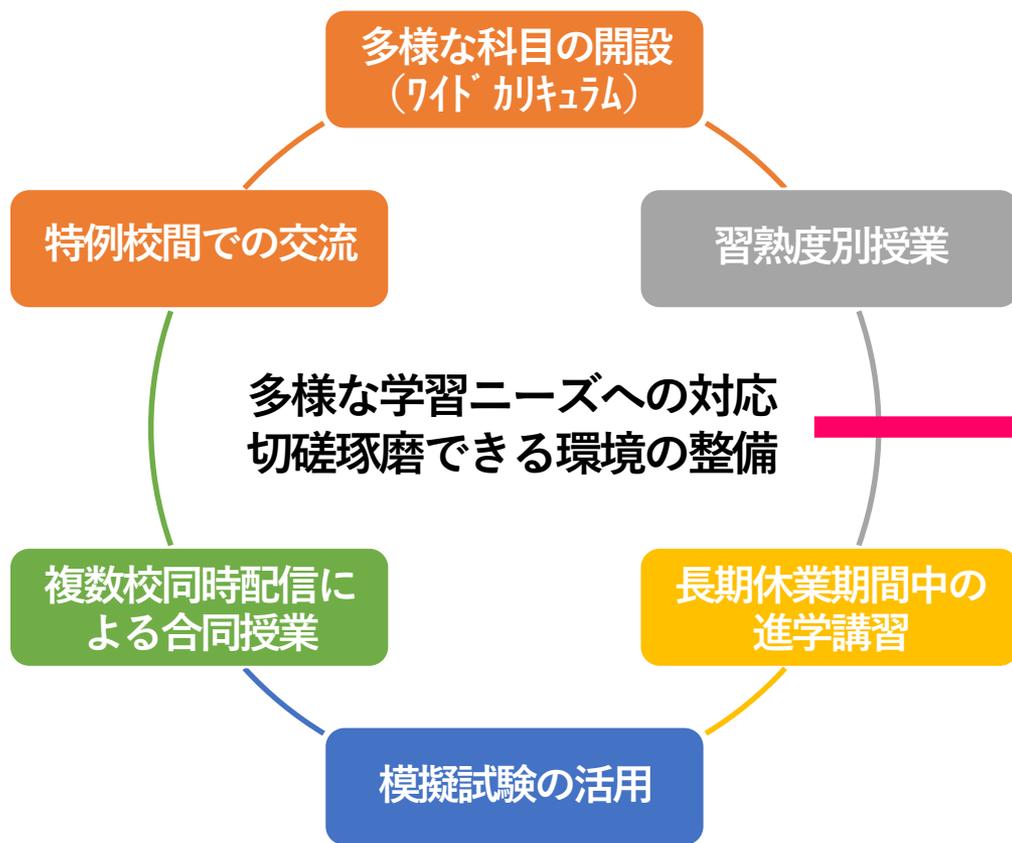
【遠隔授業の3類型のイメージ図】



年度	内容
H18	「新たな高校教育に関する指針」に遠隔授業等による学校間連携の充実を明記
H20	一部高校において遠隔授業を開始
H25	研究開発学校制度を活用し、遠隔授業における単位認定の在り方についての実証研究を開始
H29	研究開発学校制度を活用し、対面授業の時数緩和に向けた実証研究を開始
R 2	COREハイスクールネットワーク構想を活用し、生徒の多様な進路希望の実現及び学校間連携の充実に向けた調査研究を開始
R 3	北海道高等学校遠隔授業配信センター設置(年次進行)
R 5	北海道高等学校遠隔授業配信センター完成

- 地域連携特例校・協力校間の連携及び研究開発学校制度の活用により、小規模校における多様な科目の開設については一定程度の成果
- 配信される遠隔授業の質の確保が課題

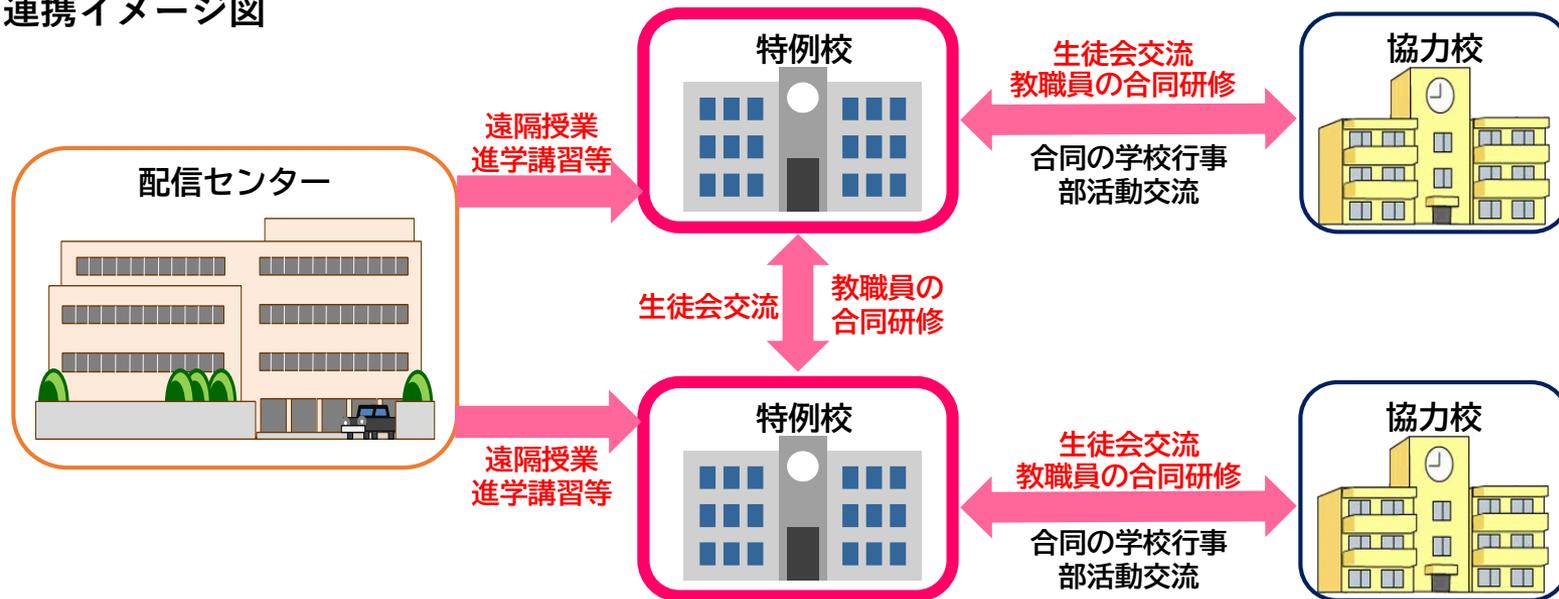
### 北海道高等学校遠隔授業配信センターの開設



夢は、地元でつかみ取る。

# 遠隔授業配信センター構想

## ●連携イメージ図



## 遠隔授業に関する主な取組概要

- **配信センターからの遠隔授業の実施**  
習熟度別授業の実施、生徒の学習ニーズに応じた多様な科目の開設  
複数校への同時配信による授業の実施（遠隔合同授業）
- **配信センターからの進学講習の実施**  
長期休業期間中を利用した進学講習の実施
- **遠隔システムを活用した地域連携特例校等間における交流等**  
地域連携特例校等間の遠隔授業の実施、生徒会交流、教職員研修
- **遠隔授業を担当する教員に必要なスキルを身に付けるための教員研修の実施**



## 北海道教育委員会

制度設計、予算の確保、遠隔機器リース等に係る対応、配信側教員の確保、実施校等で構成する運営協議会の企画・運営、実施校からの照会・相談への対応、授業の質の向上に係るサポートチーム派遣、道外からの視察への対応、新規受信校が所在する地域への説明・試行配信の調整、遠隔教育の取組の周知、報道機関による取材依頼の調整、道教委ウェブページの管理、広報誌等への記事の掲載、配信教科・科目の希望の事前調査、受信科目申請の受付など

## T-base【遠隔授業配信センター】

配信時間割の編成、シラバスの作成、教科書及び教材の選択、遠隔授業の配信、対面授業の実施、考査等の作問、評価・評定の実施、取材対応、視察対応など

## 受信校

- 習熟度別のクラス編成
- 生徒・保護者への適切な説明
- 受信環境の整備
- カリキュラム・マネジメントの視点からの受信科目の申請

## 地元中学校・教育委員会

- 遠隔授業の取組の理解、中学生・保護者への説明
- 高校と連携した取組の推進、各種支援等

## 受入れ拡大の目的

道外で育った子供たちが北海道の魅力を深く知り、将来的に本道との多様かつ継続的な関わりを持つことにより、本道の将来を支える人材の育成が期待できるため

## 主な内容

- 農業や水産に関する科目を25科目以上履修できる教育課程を編成している学校
- 2学級以下の学校のうち、地域ならではの教育資源を活用した教科・科目等を3単位以上履修することができる学校
- 地域の将来を支える人材を育成することをねらいとした系統的な教育課程が編成されている学校
- 地域が責任をもって継続的に支援することができると見込まれる学校・学科  
(※市町村から下宿等の整備について支援を受けられる学校)